

J R 東海労申第 2 1 号
2 0 2 0 年 1 2 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

無利子貸付制度に関する申し入れ

本日、2020年度年末手当が支給された。しかし、2.2ヶ月分という過去最低額の年末手当を手にした組合員からは、支給額があまりにも少ないことに落胆の声が上がっている。これまで過去最高の決算を更新し続けてきた会社は、「安定的支給ベース」を盾に期末手当の支給を抑え込んできた。そしてコロナ禍により収益が減少するやいなや「安定的支給ベース」などまるで無かったものとして、年末手当を2.2ヶ月分に切り下げた。単年度の決算が赤字になったからといって社員の賃金を安易に削減することは、社員の生活など「どうでも良い」と考えていることである。

職場では、「これでは生活できない」「住宅ローンをどう支払えば良いのか」と、悲壮感に満ちた声が聞こえる。期末手当は生活給の一部であることは会社も認識しているところと考える。

さらにコロナウイルスの感染拡大はいまだに続いており、終息にはほど遠い状態である。来年の夏季手当も削減されるようなことがあれば「家を手放さざるを得ない」といった声も上がっている。これまで会社は、一定の年齢以上は社宅の居室使用料を2～3倍に引き上げ、持ち家制度を推進してきたため、社宅を出ざるを得ず、本人の意に反して、無理をして住宅ローンを組んだ社員もいるのである。会社が社員の生活を守ることは当然の責務である。

従って下記の通り、会社による無利子貸付制度について要求するので、早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

1. 希望する社員に対して、50万円を限度とした金額を無利子で貸し付けること。

以 上